（原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策特別措置法施行令の施行に伴う災害対策基本法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部改正）

第三条　原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策特別措置法施行令の施行に伴う災害対策基本法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成十二年総理府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			改正前		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二条第一項	［略］	［略］	第二条第一項	［同上］	［同上］
	災害の状況	原子力災害（原子力災害対策特別措置法第二条第一号に規定する原子力災害をいう。以下この項において同じ。）の状況		災害の状況	原子力災害（原子力災害対策特別措置法第二条第一号に規定する原子力災害をいう。以下同じ。）の状況
	［略］	［略］		［同上］	［同上］

1　原子力災害（原子力災害対策特別措置法第二条第一号に規定する原子力災害をいう。）についての災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二条第二項	［略］	［略］
第六条第一項	第二項	原子力災害対策特別措置法施行令第八条第一項の規定により読み替えて適用される令第三十三条第二項
第六条第二項第二号	令第三十二条の二第二号の災害応急対策	緊急事態応急対策（原子力災害対策特別措置法第二条第五号に規定する緊急事態応急対策をいう。以下この項及び第六条の五第一号において同じ。）に従事する者又は緊急事態応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の緊急事態応急対策
第六条第二項第三号	令	原子力災害対策特別措置法施行令第八条第一項の規定により読み替えて適用される令
	法第五十条第二項	原子力災害対策特別措置法第二十六条第二項
	災害応急対策	緊急事態応急対策
第六条の五第一号	災害応急対策	緊急事態応急対策

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二条第二項	［同上］	［同上］

1　原子力災害（原子力災害対策特別措置法第二条第一号に規定する原子力災害をいう。）についての災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二条第二項	［同上］	［同上］